

令和3年(行ウ)第301号 武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求事件
原告 ●●●● 外2名
被告 国

準備書面 (14)

令和4年3月1日

東京地方裁判所民事第2部 Af係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 南 出 喜 久 治

同 弁護士 木 原 功 仁 哉

第一 被告国の令和4年2月28日付け準備書面(2)について

一 すべて争ふ。

二 同第1について

- 1 被告が、「原告らは、請求の趣旨第2項に係る訴えについて、原告準備書面(5)の第一の一の2(2及び3ページ)において、「(3)『請求の趣旨』第二項の2の予備的請求を追加について」と題した上で、「ア 請求の趣旨第二項の1は、主位的には義務付け訴訟であり、予備的には実質的当事者訴訟である。」、「イ そして、同2において、さらなる予備的請求として、実質的当事者訴訟としての確認請求を追加するものである。」としている。かかる記載からは、原告らが請求の趣旨第2項に係る訴えについて、訴状(69及び70ページ)記載の主位的請求及び予備的請求(以下「請求の趣旨第2項(予備的請求1)」という。)を維持したまま、更に予備的請求として「実質的当事者としての確認請求」(請求の趣旨第2項(予備的請求2))を追加する趣旨であると解される。」とする点は、そのとおりである。
- 2 訴状の「請求の趣旨」第二項に対応する準備書面(5)の「請求の趣旨」第二項1は、「処分取消請求」の形式として、主位的には義務付け訴訟、予備的には当事者訴訟として、これを「主位的請求」として請求し、これとは別に、「無効確認請求」の形式として、当事者訴訟の「確認の訴へ」を同第二項2として「予備的請求」として追加し、さらなる予備的請求としたのであることは明らかであつて、「何を予備的請求としているのか判然としない。」との被告の指摘は単なる言ひ掛かりに他ならない。

三 同第2及び同第3について

- 1 これらの被告の主張は、いずれも被告の準備書面(1)の主張をそのまま繰り返すだけであり、原告の準備書面(5)の反論に対する再反論にはなっていない。
- 2 これは、再反論がないものと評価されるべきである。

四 同第4について

- 1 被告の主張は、最高裁判所昭和57年判決の判旨をねじ曲げた詭弁以外の何者でもない。違憲違法な一連の政策を行つた後記の首謀者である公務員は特定してをり、ただ、本件は厚生労働省等の組織的関与があることからして、その他の多くの官僚(公務員)が関与してゐるものの、その氏名と関与の態様を個別的に特定してゐないだけなのであつて、公務員の特定については首謀者の特定で充分であり、その特定は以下のとおりである。
- 2 原告らがこれまで主張してきた事実からして、以下の首謀者らは、殺人罪(刑法第199条)、殺人未遂罪(刑法第203条、同第199条)、業務上過失致死傷罪(刑法第211条)及び公務員職権濫用罪(刑法第193条)に該当する以下の犯罪行為を行ひ、現在もそれを継続してゐるのである。
- 3 すなはち、以下の者はいずれも衆議院議員であり、菅義偉(以下「菅」といふ。)は令和2年9月16日から令和3年10月4日まで内閣総理大臣の地位にあり、岸田文雄(以下「岸田」といふ。)は、令和3年10月4日から内閣総理大臣の地位にあり、加藤勝信(以下「加藤」といふ。)は菅内閣の内閣官房長官、西村康稔(以下「西村」といふ。)は菅内閣の新型コロナウイルス感染症担当の内閣府特命担当大臣、田村憲久(以下「田村」といふ。)は菅内閣の厚生労働大臣、河野太郎(以下「河野」といふ。)は菅内閣の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進担当大臣、梶山弘志(以下「梶山」といふ。)は菅内閣の経済産業大臣、松野博一(以下「松野」といふ。)は岸田内閣の内閣官房長官、後藤茂之(以下「後藤」といふ。)は岸田内閣の厚生労働大臣、山際大志郎(以下「山際」といふ。)は岸田内閣の新型コロナウイルス対策・健康危機管理担当大臣、堀内詔子(以下「堀内」といふ。)は岸田内閣のワクチン接種推進担当大臣、萩生田光一(以下「萩生田」といふ。)は岸田内閣の経済産業大臣であつて、いずれも令和元年12月に中華人民共和国の武漢で発生して、わが国及び全世界に伝播したSARSウイルスの変異種とされるRNAウイルスSARS-CoV2(以下「武漢ウイルス」といふ。)の防疫対策、発症予防及び重症化予防等の公衆衛生政策並びに治療等の医療政策などの政策(以下「保健政策」といふ。)によつて国民の生命、身体及び財産並びに経済活動等を守つて国民生活を保護すべき憲法及び法令上の義務(以下「保護義務」といふ。)がある特別職の国家公務員であるところ、
 - (1) 菅、加藤、西村、田村、河野及び梶山(以下「菅ら」といふ。)は、政権与党である菅内閣時の自由民主党及び公明党の保健政策の担当者、並びに保健政策を担ふ内閣府及び厚生労働省の官僚等(以下「菅内閣共謀者」といふ。)と共謀し、武漢ウイルス感染症を感染症法第6条第7項の「新型インフルエンザ等感染症」として定義されてゐる同項第3号の「新型コロナウイルス感染症」と指定した上、安全性が証明されず、死亡等の有害事象が多く発生することを予見しながら、あ

へて国民に対する保護義務に違反して、その職権を濫用し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年8月10日法律第145号。以下「薬機法」といふ。)第14条の3に基づき、

- ① 令和3年2月14日に mRNA ワクチン(販売名: コミナティ筋注、一般名: コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名: トジナメラン、申請者名: ファイザー株式会社、申請年月日: 令和2年12月18日)の特例承認
- ② 令和3年5月21日にウイルスベクターワクチン(販売名: パキスゼブリア筋注、一般名: コロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター、申請者名: アストラゼネカ株式会社、申請年月日: 令和3年2月5日)の特例承認
- ③ 前同日に mRNA ワクチン(販売名: COMD19 ワクチンモデルナ筋注、一般名: コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2)、申請者名: 武田薬品工業株式会社、申請年月日: 令和3年3月5日)の特例承認

をいづれも拙速に行ひ、国民には予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)第9条の努力義務しかないと知悉しながら、未必の故意により、令和3月2月17日から、集団接種、職域接種などの同調圧力を利用して12歳以上のすべての国民に事実上の接種義務を課し、多くの国民に対して、情を知らない医療関係者を利用して接種を行はしめ、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を妨害して、接種した多くの国民を死に至らしめる行為をなし、その一部の国民を死に至らしめ、その余の国民を死の危険にさらし続け、あるいは、接種による多くの後遺症等の傷害を加へ続けてゐるのである。

- (2) さらに、岸田、松野、後藤、山際、堀内及び萩生田(以下「岸田ら」といふ。)は、政権与党である岸田内閣時の自由民主党及び公明党の保健政策の担当者、並びに保健政策を担ふ内閣府及び厚生労働省の官僚等(以下「岸田内閣共謀者」といふ。)と共謀し、菅ら及び菅内閣共謀者が行つた前記(1)①ないし③の特例承認がなされてワクチンが危険であり、既に死亡等の有害事象が多く発生してゐることを認識しながら、あへて国民に対する保護義務に違反して、その職権を濫用し、これらの特例承認を取り消すことなく接種を推進した上、さらに、前記(1)①の特例承認に追加して、5歳から11歳用の子供にまで接種対象の低年齢化を企図するファイザー製ワクチン(販売名: コミナティ筋注5~11歳用、一般名: コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2))のワクチンについて令和4年1月21日に特例承認を行ひ、前記と同様に、集団接種、職域接種などの同調圧力を利用して5歳以上のすべての国民に事実上の接種義務を課し、多くの国民に対して、情を知らない医療関係者を利用して接種を行はしめ、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を妨害して、接種した多くの国民を死に至らしめる行為をなし、その一部の国民を死に至らしめ、その余の国民を死の危険にさらし続け、あるいは、接種による多くの後遺症等の傷害を加へ続けてゐるものである。

第二 中間確認の訴（請求の拡張）

民事訴訟法第 145 条第 1 項に基づき、「裁判が訴訟の進行中に争いとなっている法律関係の成立又は不成立に係るとき」に該当するものとして、これまでの請求に付加して、以下のとおり中間確認の訴へとして以下のとおり請求を拡張する。

一 拡張する「請求の趣旨」の表示

- 1 原告の令和 4 年 1 月 7 日付け準備書面（5）において変更訂正後の「請求の趣旨」第一項ないし第十一項の請求について、いずれも訴訟要件が認められることを確認する。
- 2 同「請求の趣旨」第十二項の請求における「公務員の法的義務違反」に係る主張については、昭和 57 年 4 月 1 日最高裁判所第一小法廷判決（民集第 36 卷 4 号 519 頁）が示した要件を満たしてゐることを確認する。
- 3 被告が本件訴訟において、原告の訴状「請求の原因」及び準備書面（1）ないし同（13）における原告の主張について認否を行なはない行為は違法であることを確認する。
との判決を求める。

二 理由

- 1 本件訴訟は、令和 3 年 7 月 30 日に提訴し、被告に訴状送達がなされた後、被告は、令和 3 年 10 月 12 日の第 1 回口頭弁論期日までに原告の主張する請求原因事実の認否をせず、しかも、その後の令和 3 年 12 月 17 日付け準備書面（1）においても、訴訟要件について争ふだけで一切の事実の認否をせず、さらに、令和 4 年 1 月 13 日の第 2 回口頭弁論期日において、同年 2 月 28 日までにその認否を約束したにもかかわらず、同日付け準備書面（2）においても、従来の主張を繰り返すだけで、原告の準備書面（5）の反論に対して、請求の趣旨第一項、第二項及び第七項について答弁するだけで、同準備書面（5）で詳細に反論したその余の事項については被告は再反論を一切しない上、事実の認否を回避し続けてゐる。
- 2 特に、請求の趣旨第十二項については、本案の答弁をしてゐるにもかかわらず、事実の認否を未だに行はないのである。
- 3 本件は、国民の生命及び健康などに甚大な悪影響を及ぼすことが問題となつてゐることを争点としてをり、一刻も早く、首謀者らによる犯罪行為を止めさせなければならないことが焦眉の急務であつて、ワクチンの安全性についての政府の説明責任が全く尽くされてゐないために、その事実関係を争点としてゐるにもかかわらず、未だにそれを明らかにしないことは、本件の応訴態度自体が政府の説明義務違反を如実に顕してゐる違法行為であると言はざるを得ない。
- 4 それゆゑ、訴訟要件や公務員の特定に関して、原告はこれ以上堂々巡りとなる主張をすることはしないので、裁判所の責務として、直ちにこれらについて中間確認の判決がなされるべきである。
- 5 また、中間判決についての民事訴訟法第 245 条は、「裁判所は、独立した攻撃又

は防御の方法その他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間判決をすることができる。請求の原因及び数额について争いがある場合におけるその原因についても、同様とする。」と定めてあるので、原告の中間確認の訴によらずとも、裁判所の責務として中間判決がなされるべきであるが、念のため、中間確認の訴へを提起したのは、迅速な裁判がなされることを多くの国民が切望してゐるためであることを真摯に受け止めてもらひたい。